

相 殺

Q45 貯金等を用いて借入金等と相殺ができる場合とできない場合を教えてください。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 3 (3) ハ. 相殺」の項 (13ページ) を参照してください。

Q46 貯金等と借入金等との相殺にはどのような手続が必要ですか。また、いつまでに行えばよいのですか。

Ans.

- ① 貯金者が相殺を行うためには、民法及び貯金規定・借入約定等に基づいて、貯金者側から破綻農水産業協同組合に対して所定の手続をとって、相殺をする旨の意思表示をすることが必要です。手続の詳細は、貯金規定・借入約定等に定められていることが多いと思われませんが、一般的には、貯金者が自らの債権 (貯金等) ・債務 (借入金等) を確認のうえ、どの貯金等とどの借入金等とを相殺するのかを記載した相殺通知書に貯金通帳・証書等を添え、これらを破綻農水産業協同組合に提出 (必要書類の郵送または店頭提示) して相殺を行うといった手続になると思われます。

具体的な手続は、個々の農水産業協同組合における貯金規定・借入約定等に従って行う必要があるため、破綻農水産業協同組合に照会してください。また、貯金保険機構のホームページ、破綻農水産業協同組合の店頭、マスコミ等を通じてもお知らせします。

- ② 相殺を行うことができる期間については、破綻農水産業協同組合がどのような倒産手続で処理されるかによって異なります。

例えば、民事再生法による手続の場合には、相殺を行うことができるのは債権届出期間 (具体的な期間につきましては、破綻農水産業協同組合の店頭等でお知らせします) 内に限定されています。一方、破産法による手続の場合、具体的な期限については、破綻農水産業協同組合に照会してください。

- ③ なお、貯金者が貯金保険機構に保険金支払の請求を行ったとき、または貯金等債権の買取りを請求し貯金保険機構が当該債権を取得したときには該当分につき、相殺を行うことができなくなりますので、その前に相殺の手続を行ってください。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及